

〈 令和2年7月豪雨に関する重要なお知らせです。 〉

◇ **災害給付の消滅時効について**

「令和2年7月豪雨」により被災された組合員*とその被扶養者が、住居又は家財に1/3以上の損害を受けた場合や死亡した場合、損害の程度に応じた「災害見舞金」や「弔慰金」などの災害給付を受けることができます。

災害給付の請求期限は、「被災日の翌日から2年間」となりますので、まだ請求がお済みでない方は、期限までに必ずご請求【**共済組合必着**】くださいますようお願いいたします。

(例) 被災日;令和2年7月4日 → 請求期限;令和4年7月4日【共済組合必着】

◇ **保険医療機関等の窓口でのお支払いを猶予された医療費等の納付について**

「令和2年7月豪雨」により被災された組合員*及び被扶養者の保険医療機関等での医療費等につきましては、総務省自治行政局公務員部福利課の要請に基づき、窓口でのお支払いを猶予する取り扱いとしていましたが、令和3年12月31日をもって、その取扱期間が終了しております。

医療費等のお支払いを猶予された方におかれましては、「徴収を猶予した令和2年7月以降の医療費等に係る**一部負担金等の納付**」についてお知らせいたしますので、**納付期限(令和4年3月31日)**までにお振込みくださいますようお願いいたします。

※ 被災当時に当組合の組合員・任意継続組合員であった方